

令和2年度 第3回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団  
理事会 議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団  
令和2年度第3回理事会議事録

1. 日 時 令和2年11月9日(月) 午後2時00分～午後3時00分

2. 場 所 いたみいきいきプラザ3階 人材養成・研修室

3. 出席者

理事総数 7名

理事出席者 7名

理事長 阪上 昭次                      理 事 林 秀 和

理 事 大橋 吉英                      理 事 武田 好二

理 事 小山 達也                      理 事 川上 房男

理 事 森 理 恵

監事総数 2名

監事出席者 2名

監 事 細川 健二                      監 事 二宮 毅

議事録署名人 阪上 昭次

議事録署名人 細川 健二

議事録署名人 二宮 毅

4. 議 案 報告第3号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和2年度職務の執行状況について」

報告第4号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則の一部を改正する規則の制定について」

報告第5号 「(仮称) ケアハイツいたみ2号館建設工事に係る基本設計について」

議案第10号 「令和2年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算(第1号)」

議案第11号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団経理規則の一部を改正する規則の制定について」

議案第12号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団組織規則の一部を改正す

## る規則の制定について」

5. 議 長            阪 上 昭 次

6. 議事録作成者 鎌 田 祐 紀

7. 議 事

### (1) 開 会

○事務局        本日は、お忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。定刻になりましたので、ただいまより令和2年度第3回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事会を開催いたします。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

#### 【資料の確認】

それでは開会にあたりまして、当法人 阪上理事長よりご挨拶を申し上げます。

### (2) 理事長挨拶

○理事長        【挨拶】

### (3) 議長選出

○事務局        早速ではございますが、議長選出に入らせていただきます。議事を進めていただくにあたり、理事会運営規則第9条の規定により、議長は「その都度選任する」となっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

#### 【事務局一任】

それでは、阪上理事長を議長に推薦させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

#### 【異議なし】

ご異議がないようでございますので、阪上理事長に議長をお願いいたします。

#### (4) 出席状況

- 議長　それでは、ご指名いただきましたので議長を務めさせていただきます。  
はじめに、理事の出欠席について報告いたします。  
本日の出席理事は7名でございます。理事会運営規則第10条に定める定足数を満たしておりますので、本理事会は成立いたしますことをご報告いたします。

#### (5) 議事録署名人の選任

- 議長　次に、議事録の署名についてですが、理事会運営規則第15条の規定では、「出席した理事長及び監事が記名押印する」と定められておりますので、私と細川監事、二宮監事、お願いいたします。

#### (6) 議事

- 議長　それではこれより議事に入らせていただきます。本日の議事は、報告が3件、議案が3件でございます。  
それでは、報告第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和2年度職務の執行状況について」を議題といたします。

本件につきましては定款第17条第3項の規定により、「理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない」と定められております。したがって、私と常務理事より自己の職務の執行状況について報告いたします。

- 理事長　【職務の執行状況を説明】

- 常務理事　【職務の執行状況を説明】

- 議長　報告が終わりました。ただ今の報告第3号について、ご意見ご質問はございませんか。

- 議長　特にないようでございますので、報告第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和2年度職務の執行状況について」は、以上とさせていただきます。

次に、報告第4号については、後に議題といたします議案第11号、議案第12号と関連がございますので、後程一括審議にてお諮りさせていただきます。

したがって、順番が異なりますが、報告第5号「(仮称) ケアハイツいたみ2号館建設工事に係る基本設計について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 【報告第5号を説明】

○議長 報告が終わりました。報告第5号について、ご意見ご質問はございませんか。

○武田理事 設計プロポーザルの段階から、コンセプトに大きく変更を加えた、あるいは状況が変わった等はないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 只今おっしゃっていただいたとおり、設計プロポーザルの段階より養護棟は3階建て、特養棟はユニットごとに各部屋別に配置していく当初の設計に大きな変更はございません。但し、養護棟の1階にも養護老人ホームの居室の一部を配置する予定でしたが、介護のあらゆる業務を想定したうえで、それらは全て2階ないし3階に配置することとし、2つのフロアで完結させることが望ましいとし、その部分について変更を加えさせていただきました。

○武田理事 ありがとうございます。介護度の重度化されておられる方でも2階3階で対応が可能なように設計されておられるということでしょうか。

○事務局 養護老人ホームにおきましても、比較的重度化されておられる方については2階に特浴を配置してお住まいいただき、一定軽度な方については養護老人ホームを建設するうえで「在宅復帰を目指せるような施設」を掲げており、先程ご覧いただきました資料3頁目に養護棟の3階の平面図がございますので、3階部分の右上に自立支援室という居室を設けております。これは、養護老人ホームに配置している50床の居室とは別に、いわゆるマンションの1DKのような空間を設けており、在宅復帰の訓練あるいは自立を支援するために活用できるようにと考えております。

したがって、比較的軽度な方については、3階の居室にご入居いただきたいと考えております。

○武田理事 ありがとうございます。よく理解できました。木造建築ということが懸念される点であったかと記憶していますが、その問題については十分にクリアされておられるということでしょうか。

○事務局 今回、木造の建築物にするということで、1階から3階に至るまで、通常のRC工法と比較しても、避難経路や防火設備については非常に厳しい基準とな

っており、その基準を現在審査いただいております。その高い基準を全て兼ね備えた施設にしたいと考えております。

○武田理事 ありがとうございます。

○議長 他にご意見ご質問はございませんか。

○小山理事 現地を拝見させていただきましたが、南側道路の幅員が狭いことが気に掛ります。幅員を広げることはお考えでしょうか。

また、「安全・安心」というコンセプトを掲げておられますが、建物が木造建築ということで、建築工法としては特殊な工法を用いて建設されるのでしょうか。居室の広さについてもお教えいただきたいです。

○事務局 まず、道路の拡幅についてですが、結論から申し上げまして拡幅予定はございません。いわゆる開発には該当しないため、セットバックは不要となります。前面道路は幅員4メートルとなりますが、当法人といたしましては、道路の拡幅工事を行いません。

次に木造建築についての建築工法ですが、構造で言うならば、養護棟については耐火建築物とする予定です。一方、特養棟3棟については平屋建てとなっておりますので、現段階におきましては、一般木材を用いた在来工法での施工を検討しております。

更に、養護棟についてはツーバイフォー工法で検討しております。

次に、居室の広さについてですが、10.65平米以上という設備基準があるため、それを超える基準で考えております。

○小山理事 ありがとうございます。道路について、こちらの図面左下の部分に下水路が通っているため、不要な心配をいたしました。

先程の説明の中に、在宅復帰を目指すということでしたが、入浴に関しては全て機械浴になるのでしょうか。あるいは、自立支援を目標に設定されているのであれば、ユニットバス等も完備されておられるのでしょうか。

○事務局 養護棟の1階と2階、特養棟の一部につきましては、機械浴である特殊浴槽を準備しており、3階のほぼ中央あたりにユニットバスを完備しております。

更に、自立支援室の近くにもユニットバスを配置しております。

○小山理事 ありがとうございます。

○議長 他にご意見ご質問はございませんか。

○大橋理事 1階に地域交流スペースを設けておられ、地域の方との交流の場として活用されるとのことですが、具体的にはどういった用途にお使いになられるのか考えておられるのでしょうか。

○事務局 使用用途については、これから検討していく予定です。従前から行っております地域交流事業を実施するうえでも、この地域交流スペースは活用して参りたいと考えておりますし、場合によっては、地域の方に使用していただけるよう、様々な運用を今後検討していきたいと考えております。

○大橋理事 ありがとうございます。

○議長 他にご意見ご質問等はございませんか。  
特にないようでございますので、報告第5号「(仮称) ケアハイツいたみ2号館建設工事に係る基本設計について」は、以上とさせていただきます。

次に、議案第10号「令和2年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算(第1号)」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 【議案第10号を説明】

○議長 説明が終わりました。ただ今の議案第10号について、ご意見ご質問はございませんか。

○小山理事 確認ですが、ケアハイツいたみ2号館建設工事にかかる残杭の撤去工事については、法人の単独工事になると理解すればよいのでしょうか。

○事務局 いわゆる単独工事となり、補助を入れずに、当法人の積立資産の取崩しを財源に実施して参りたいと考えております。

○小山理事 ありがとうございます。建物の資産価値への影響はあるのでしょうか。

○事務局 建物の資産価値に影響を与えるものではございません。また、令和3年度より工事着工となりますが、それにかかる補助金を充当する予定もございません。

また、土地の造成費用は補助金の対象外となっておりますので、単独事業として実施する予定でございます。

○小山理事 ありがとうございます。

○議 長 他にご意見ご質問等はございませんか。  
特にないようでございますので、議案第10号「令和2年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第1号）」については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【異議なし】

○議 長 ご異議がないようでございますので、議案第10号「令和2年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第1号）」につきましては、原案どおり決しました。

次に、報告第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第11号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団経理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第12号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団組織規則の一部を改正する規則の制定について」は関連がございますので、一括審議とさせていただきます。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 【報告第4号、議案第11号、議案第12号を説明】

○議 長 説明が終わりました。ただ今の報告第4号、議案第11号、議案第12号について、ご意見ご質問はございませんか。

○小山理事 組織改編について懸念される点として、利用者の方にご迷惑をお掛けするといったことはないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 いわゆるサービス提供事業所ではないため、居宅介護支援事業所においては、基本的にはケアマネジャーがご利用者様のご自宅を訪問させていただく形で業務を進めておりますので、ご利用者様に最大限ご迷惑をお掛けしないよう今後も引き続き行って参りたいと考えております。

○小山理事 ありがとうございます。

○議 長 他にご意見ご質問等はございませんか。  
特にないようでございますので、議案第11号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団経理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第12号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。



【異議なし】

○議 長      ご異議がないようでございますので、議案第11号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団経理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第12号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決しました。

(7) その他

○議 長      事務局から事務連絡はございますか。

○事務局      【特になし】

(8) 閉会

○議 長      本日の案件はすべて終了いたしました。ありがとうございました。それでは、これをもちまして本日の理事会は閉会いたします。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後3時00分に閉会した。

議事を明確にするため、この議事録を作成し、理事長及び議事録署名人は署名押印した。

令和2年11月9日

理 事 長

議事録署名人

議事録署名人

議事録作成者